

大阪市社会福祉研修・情報センター条例施行規則

○大阪市社会福祉研修・情報センター条例施行規則

平成15年1月24日

規則第1号

改正 平成18年3月31日規則第39号

平成19年5月30日規則第141号

平成19年6月29日規則第161号

平成24年3月30日規則第95号

平成29年12月1日規則第147号

令和3年3月31日規則第49号

大阪市社会福祉研修・情報センター規則を公布する。

大阪市社会福祉研修・情報センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市社会福祉研修・情報センター条例（平成14年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを条例第4条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 使用の日時
- (3) 使用の目的
- (4) 使用しようとする施設（条例第6条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び附属設備
- (5) 使用予定人数

大阪市社会福祉研修・情報センター条例施行規則

(6) その他指定管理者が必要と認める事項

2 前項の規定による申請は、施設を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の6月前の日から使用日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

3 条例第6条第2項ただし書の市規則で定める特別の事由は、次のとおりとする。

- (1) 施設を使用しようとする者が国又は地方公共団体であること
- (2) 前号に定めるもののほか、施設を使用しようとする者が使用許可を受ける前に使用料を納付することが困難であるものとして市長が定める事由
(使用料)

第3条 条例第11条第2項の市規則で定める使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付の時期)

第4条 条例第12条の市規則で定める日は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が条例第4条の規定による休館日（以下「休館日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休館日以外の日）とする。

(1) 施設に係る使用料 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 第2条第1項の規定による申請を行った日（以下「申請日」という。）から起算して使用日の前日までの期間が36日以上である場合 使用日の1月前の日

イ 申請日から起算して使用日の前日までの期間が7日以上35日以下である場合 申請日の6日後の日

ウ 申請日から起算して使用日までの期間が7日以下である場合 使用日

(2) 附属設備に係る使用料 附属設備を使用する日

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条第2項ただし書に規定する場合における条例第12条の市規則で定める日は、使用日の30日後の日とする。

大阪市社会福祉研修・情報センター条例施行規則

(使用料の還付)

第5条 条例第14条第2号の市規則で定める日は、使用日の1月前の日とする。

2 市長は、条例第14条ただし書の規定により、使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができる。

- (1) 条例第14条第1号に該当する場合 使用料の全額（条例第10条に規定する使用者（以下「使用者」という。）が施設又は附属設備を使用している際に災害その他特別の事由が発生したことにより当該施設又は附属設備を使用することができなくなった場合にあっては、当該事由が発生した時までに当該使用者が当該施設又は附属設備を使用した時間、状況等を勘案して市長が定める額）
- (2) 条例第14条第2号又は第3号に該当する場合 使用料の全額
(指定申請の公告事項)

第6条 条例第16条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
 - (2) 指定申請に必要な書類
 - (3) 条例第18条各号のいずれかに該当する法人等のした指定申請は、無効とする旨
- (指定申請の方法)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又

大阪市社会福祉研修・情報センター条例施行規則

は管理人を含む。) の名簿及び履歴書

- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあっては、これに相当する書類）とする。
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第18条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの大阪市社会福祉研修・情報センター（以下「センター」という。）の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) センターの管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類
(資料の提出の要求等)

第8条 市長は、条例第19条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること

大阪市社会福祉研修・情報センター条例施行規則

- (3) センターの管理の業務の実施状況
- (4) センターの利用者数その他の利用状況
- (5) センターの管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

（損害賠償等）

第10条 使用者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（施行の細目）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年1月30日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 大阪市立社会福祉研修センター規則（昭和57年大阪市規則第116号）
 - (2) 大阪市高齢者総合相談情報センター規則（平成3年大阪市規則第69号）

附 則（平成18年3月31日規則第39号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 大阪市社会福祉研修・情報センターの指定管理者の指定手続に関する規則（平成17年大阪市規則第164号）は、廃止する。

附 則（平成19年5月30日規則第141号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月29日規則第161号）

大阪市社会福祉研修・情報センター条例施行規則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第95号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日規則第147号）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行われた大阪市社会福祉研修・情報センター条例（平成14年大阪市条例第29号）第6条第1項に規定する施設の使用に係る申請は、同日以後においては、この規則による改正後の大坂市社会福祉研修・情報センター条例施行規則第2条第1項の規定による申請とみなす。

附 則（令和3年3月31日規則第49号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

品名	単位	使用料	
		午前、午後又は夜間	昼夜間
液晶プロジェクター	1台	600円	1,800円
オーバーヘッドプロジェクタ	1台	400円	1,200円
スライド映写機	1台	400円	1,200円
拡声装置	一式	400円	1,200円
ビデオ	1台	100円	300円
DVDプレーヤー	1台	100円	300円

備考 この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいい、「昼夜間」とは午前9時30分から午後9時までをいう。